

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

里山ましこに「住みたい」「住んでよかった」「ずっと住みたい」移住・定住プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

栃木県芳賀郡益子町

3 地域再生計画の区域

栃木県芳賀郡益子町の全域

4 地域再生計画の目標

【子育て世代・若年層の転出超過】

全国的な傾向である未婚者の増加や晩婚化も起因する少子化は本町においても例外ではなく（平成 22 年：年少人口率町 12.9%、全国 13.1%。表 1）、また、RESAS「年齢階級別純移動数の時系列分析」（表 2）によると、1980 年～2000 年までは大学進学世代で大きく減少（400～600 人程度転出超過）するが、その後の就職・子育て世代の転入でその分をカバー（350～700 人程度転入超過）してきたが、2000 年以降は大学進学世代の減少分（600 人程度転出超過）を補えるだけの転入がなく（100 人弱の転入超過）、RESAS「From-to 分析（定住人口）」（表 3・4）によると、工業団地を有する県内主要都市である宇都宮市・真岡市との間の転出超過数が 2010 年以降、あわせて 40 人強（平均）となり、特に 20 歳代～30 歳代が顕著（おおむね 30 人前後の転出超過）となっている。

このように工業団地を持たない本町においては、若年層から子育て世代を中心とした人口減少が続いている。このため、若者、子育て世代の増加を目指した取組を強化する必要がある。

【就職・雇用創造支援】

平成 27 年に行った町民アンケートによると、「これからの益子町に必要なこと」における「雇用の場の確保」の回答について、若年層などの 18～39 歳では 31.0%、子育て世代から子どもが自立する世代の 40～64 歳では 39.6%、全体でも 35.2%が選択している。しかし、本町の有効求人倍率は 0.44（平成 26 年）と低調であること、また平成 22 年国勢調査では本町から他市町村へ通勤している割合が 48.1%（県内：30.7%、全国 42.7%）と県・全国平均を上回っていること、さらに平成 27 年農林業センサスでは農業従事者数（販売農家）が 2,244 人（前回比▲24.0%、平成 22 年：2,952 人、平成 17 年：3,466 人）と減少が続いていること、加えて前項で 20 歳代～30 歳代の県内主要都市への転出超過が著しい。

このことから、U ターンをはじめとした移住者・移住希望者への就労支援及び事業主の雇用創造への支援が急務となっている。

【交流人口の現状】

移住・定住の第一段階である交流人口について、本町の観光客入込数については、平成 22 年までは一貫して増加（平成 22 年：196 万人）であったが、東日本大震災のあった平成 23 年には 158 万人と落ち込み、平成 24 年以降は 180～190 万人台を維持しているが、年によって増減を繰り返している（平成 24 年：197 万人、平成 25 年：189 万人、平成 26 年：186 万人、平成 27 年：196 万人）。また、地域ブランド調査 2015 では、食品以外想起率は人間国宝を 2 名（濱田庄司・島岡達三）輩出した経済産業大臣指定伝統的工芸品である益子焼の産地としての認知もあり全国 20 位と高位であるが、観光意欲度（396 位）・魅力度（460 位）・認知度（530 位）・情報接触度（598 位）・居留意欲度（627 位）と観光地でありながら、益子焼は知っているも本町を深く認知いただいていない現状がある。

このため、移住・定住分野においてはターゲットを絞った効果的な情報発信とともに地域資源に触れる取組を強化し、交流人口の増加から移住者獲得へとつなげる必要がある。

【県内間の人口移動】

県内間の人口移動の実態があることから（表 5）、今後、栃木県及び栃木県内全市町が持続可能な社会を形成していくためにも、首都圏からの人口回帰という同じ目標を掲げ、県・市町の役割分担をしながら、効果的な地域間連携による移住政策を強力に推進する必要がある。

【本計画の目的・目標】

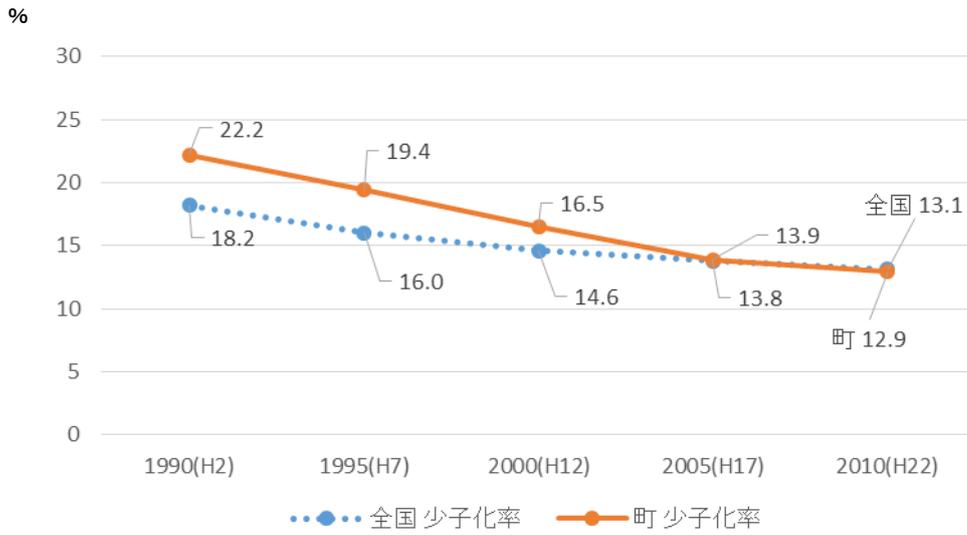
本町では、地方版総合戦略であり総合計画でもある「新ましこ未来計画」において、まちの将来像を「幸せな共同体・ましこ」、計画の目的を「「ましこならではの住みたい価値をつくる」とし、今後の「人口減少・少子化問題」に対応し、「雇用の創出」「町内総生産・町民所得の向上」を図り、これらの受け皿となる「地域の創生」によって、将来にわたって活力あるまちづくりを行うこととしている。

このため、本計画では、移住・定住のターゲットを若年層から子育て世代と設定し、益子焼、里山等地域資源を活用した「ましこならではの」発想による移住サポートセンターの設置、移住情報発信、移住体験ツアー、空き家バンクをはじめとした空き家の活用、移住促進のため婚活支援・就労支援事業の実施により人口流出の抑制及び UIJ ターンの推進を行い、「住みたい!」「住んでよかった!!」「ずっと住み続けたい!!!」と感じられる里山ましこを目指していく。

【数値目標】

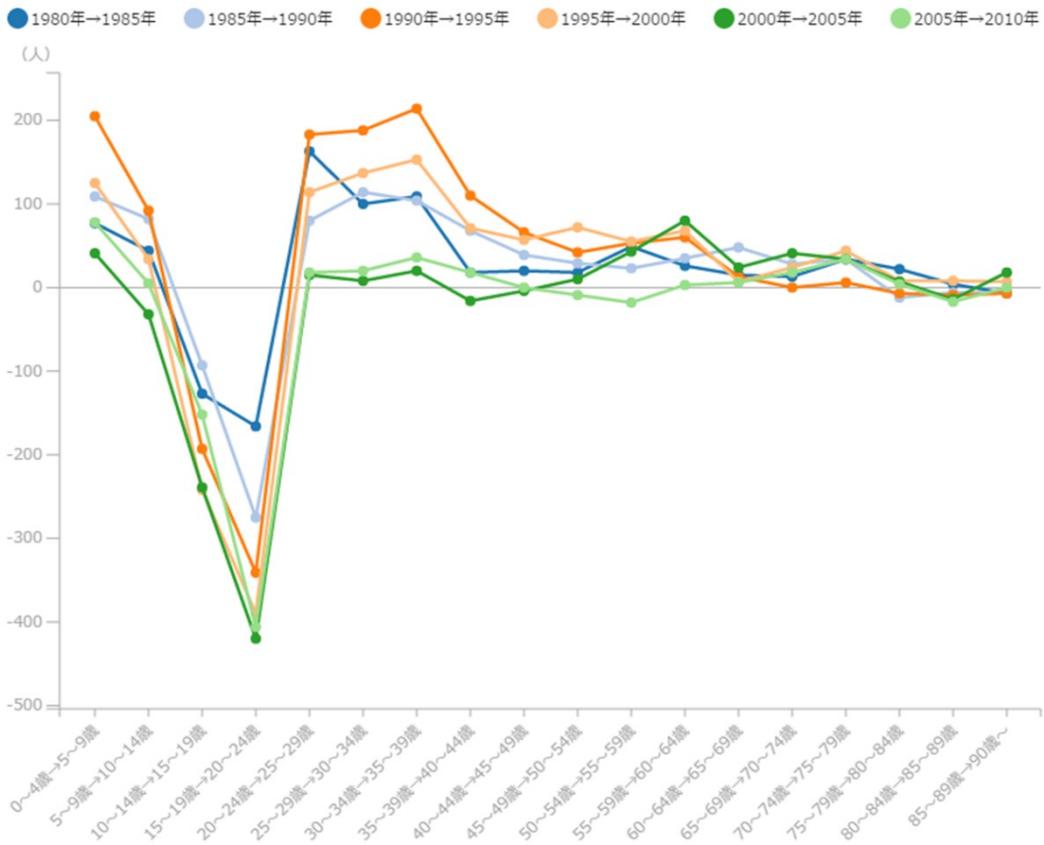
	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
転入者数	535 人	545 人	560 人
出生数	175 人	179 人	182 人
観光客入込数	200 万人	220 万人	230 万人

表1 本町の年少人口率



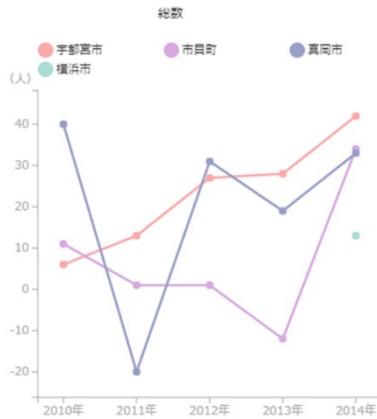
出典 総務省「国勢調査」

表2 本町の年齢階級別純移動数の時系列分析



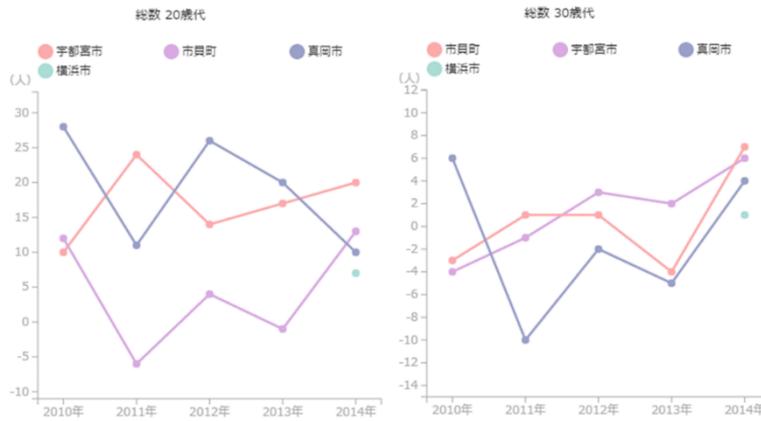
出典 総務省「国勢調査」、厚生労働省「都道府県別生命表」に基づきまち・ひと・しごと創生本部作成

表3 本町の転出超過数（総数）



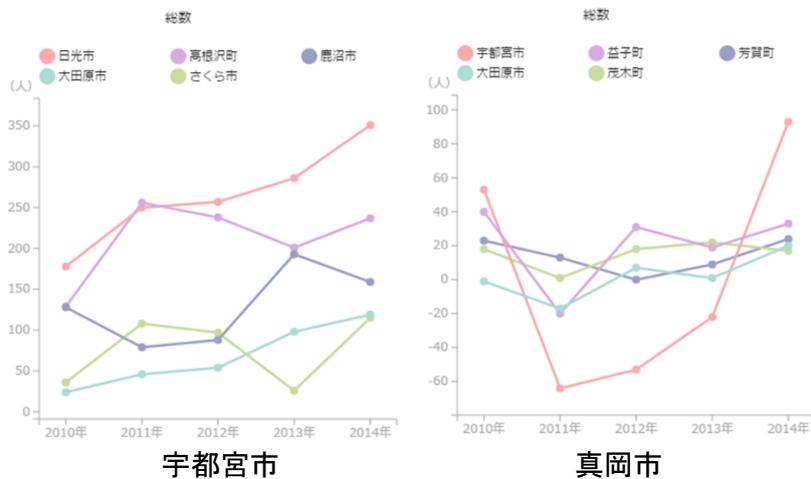
出典 総務省「住民基本台帳人口移動報告」

表4 本町の転出超過数（20歳代及び30歳代）



出典 総務省「住民基本台帳人口移動報告」（2つとも）

表5 宇都宮市・真岡市の転入超過数（総数）



出典 総務省「住民基本台帳人口移動報告」（2つとも）

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

移住・定住のターゲットを若年層から子育て世代と設定し、伝統的工芸品である益子焼、里山等地域資源を活用した「ましこならではの」発想と町民と行政の協働により、移住サポートセンターの設置、移住情報発信、移住体験ツアー、空き家バンクをはじめとした空き家の活用、移住促進のため婚活支援・就労支援事業の実施により人口流出の抑制及びUIJターンの推進を行う。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

(1) 事業主体

栃木県芳賀郡益子町

(2) 事業の名称

里山ましこに「住みたい!」「住んでよかった!!」「ずっと住みたい!!!」移住・定住プロジェクト

(3) 事業の内容

【移住・定住推進計画の策定】

人口減少による今後の影響に対する共通認識を町民と行政が一層深め、特にターゲットとしている子育て世代、移住者、農業・商工業団体若手等を交え、官民協働により移住・定住推進計画を策定する。

【移住・定住ワンストップ化の深化】

平成28年10月にオープン予定の道の駅に移住・定住支援情報、就労・創業支援情報、子育て・教育支援情報等の提供及び相談を受け付けるワンストップサービスを行うための移住サポートセンターを設置する。また、計画期間中に町民が主体（町内に本拠を置く団体を想定。移住コーディネーター業務を委託）となるまちなか移住サポートセンターも開設する。

さらに、移住・定住支援情報、就労・創業支援情報、子育て・教育支援情報、交流情報、観光情報に特化したホームページを開設し、移住希望者、候補として挙げている方等が求める情報をワンストップで検索できるようにする。あわせて、移住サポートセンター・首都圏等での移住セミナー開催時の相談者への情報提供手段としてタブレット端末を用いてきめ細やかな対応を行う。

【移住情報発信・ましこの暮らし体験ツアー】

移住ターゲット（第1ターゲット：県内主要都市在住者、第2ターゲット：首都圏在住者）に合わせた媒体（ウェブ、新聞、雑誌、情報誌、移住ガイドブック、プロモーションビデオ等）を活用した効果的な情報発信とともに、首都圏での移住セミナーを行う。

また、伝統的工芸品である益子焼、里山、農業等の地域資源を活用し、「ましこの暮らし」そのものを体験する体験ツアーを開催する。

【空き家の活用】

空き家バンクへの登録については、所有者本人からの申請のみとする予定だが、全町的な空き家調査を行うことで潜在物件を発掘し、町からのアプローチにより登録件数の充実を図り、今後増加が予想される移住希望者ニーズに応えられるようにする。なお、政策間連携としての特定空家に関する調査を併せて行う。

また、調査結果の活用として、空き家バンクへの登録促進及び活用促進のため、調査で発掘した古民家等を利用した「お試し住宅」を開設し、移住の最終判断、交流の拠点等として活用する。

【移住・定住促進のための婚活支援事業】

県内主要都市への転出超過状態にある若年層の本町への定住及び結婚によるパートナーの移住促進並びに少子化対策及び婚活支援のため、県境はさみ隣接する4市町（本町、栃木県茂木町、茨城県笠間市・城里町）の協働運営による婚活支援ポータルサイト「ITナビ」及び4市町合同の婚活イベント等を実施する。

【移住・定住促進のための就労支援・雇用創出事業】

若年層の県内主要都市への転出抑制とともに、Uターンをはじめとした移住者・移住希望者に対する雇用拡大、人材育成、就職促進、雇用創出実践等の地域に職を求める・職をつくるセミナー開催のほか、相談会、マッチング、インターンシップを支援し、町内での就職希望者にあつては個人のスキルアップ、事業主においては自発的な雇用創造を図っていく。

(4) 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

本事業は移住・定住推進における総括的事業であるため稼ぐ力をつけるメニューが少ないが、お試し住宅については使用料を徴収する。また、2地域居住に絡めてのサテライトオフィス・レンタルオフィスの開設等、今後の事業拡大や効果的なPRを実施し、自主財源の確保を目指していく。その他不足分及び交付金終了後は町の一般財源により実施する。

本町及び推進主体を予定している株式会社ましこカンパニーの収入とはならないが、空き家バンク制度の官民の効果的な情報発信・登録物件の充実等により、制度に協力する宅建業者には、登録物件のマッチングによる媒介手数料が移住者及び空き家所有者から徴することができる。

【官民協働】

移住・定住推進計画の策定にあたり、外部有識者（子育て世代、移住者等）を中心に協働で取り組む。

移住サポートセンター・移住体験ツアー「ましこの暮らし体験ツアー」等については町内外に広範な人的ネットワークを有する町内で活躍する団体に運営・実施を委託し、既存団体の組織的・経済的な育成とともに地域活性化を協働で行う。

【政策間連携】

本事業はターゲット層を子育て世代ともしていることから、そのターゲット世代を獲得するための取組である少子化対策、雇用・産業分野のほか、移住の前段

となる観光・交流分野に波及する政策間連携を図っている。

【地域間連携】

県内間の人口移動が実態として確認できるので、栃木県及び県内市町が首都圏からの人口回帰という同じ目標に向かって連携した取組を行う。また、県境を越えた IT ナビによる婚活支援の取組を推進し、移住者の増加とともに、少子化対策及び若年層の交流による地域活性化を図っていくことができる。

【その他先導性】

現代のライフスタイルにはスローライフやロハスがあるが、本町では平成 21 年に「土祭（ヒジサイ）」という文化の力で、地域を元気にする町民主体による新しいお祭りを 3 年毎に開催している。土祭は、「窯業と農業の町として、足元の土を<命を循環させるすべての原点>として捉え直し、感謝をし、そこから新しい暮らしのあり方を見出す」ことを主題としているが、換言すればスローライフやロハスの本町としての提案を行ってきたともいえる。

このような「ましこならではの住みたい価値」を共有してきた町内団体に移住・定住事業の運営を委託することにより、行政が行う画一的なものではなく、本町の物的・人的な地域資産を大いに活用した事業展開が図れることとなる。また、地域に事業を根付かせることで移住・定住事業を「他人事」ではなく「自分事」と考え、新しい地域活性化の輪が広がっていくことが期待できる。

(5) 重要業績評価指標 (KPI) 及び目標年月

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
転入者数	535 人	545 人	560 人
出生数	175 人	179 人	182 人
観光客入込数	200 万人	220 万人	230 万人

(6) 評価の方法、時期及び体制

内部検証については、例月、四半期、半期及び期末において事業の振り返りとともに事業の成果と外部検証委員会の提言等を踏まえた本計画の見直しを行う。

外部検証は、当該年度 10 月に中間報告に基づく検証、翌年度 6 月に前年度の事業検証を行い、KPI の達成度等を総合的に勘案し、実施メニューの追加・廃止等の見直しを含めた提言等も行う。

町議会においては、議会全員協議会等において四半期毎の中間報告に基づく検証のほか、次年度に前年度事業分の検証を行う。

検証内容・結果については、町広報誌及びホームページの掲載のほか、各公共施設での調書閲覧できるよう次年度 10 月を目途に公表を行う。

	町	外部検証	議会	特記事項
第 1 四半期	検証		検証	7 月実施
第 2 四半期	検証	検証	検証	10 月実施
第 3 四半期	検証		検証	1 月実施

第4四半期	検証	検証	検証	5～7月実施。町は、内部検証(1次)結果を外部検証委員会及び議会に提示し、両者の提言等を踏まえ、計画の見直しを行う。
-------	----	----	----	--

(7) 交付対象事業に要する費用

①法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 51,402千円

(8) 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から、平成31年3月31日(3カ年度)

(9) その他必要な事項

特になし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 民営によるまちなか移住サポートセンター運営事業

事業概要：人口減少を町民と行政が共通認識し、町民とともに移住・定住の取組を「他人事」ではなく「自分事」として展開していくため、「移住者・定住者の先輩」として、行政とは異なった視点を持ち合わせる町民が主体(町内に本拠を置く団体を想定。町からの業務委託)となり、本町の物的・人的な地域資産を大いに活用して移住サポートセンターで移住希望者等へコーディネートを展開していく事業。

実施主体：栃木県芳賀郡益子町(制度設計)、民間団体等(運営主体)

国の補助制度：地域拠点整備交付金(施設整備)、特別交付税(運営経費)

実施期間：平成29年度から

(2) 移住定住促進住まいづくり奨励事業

事業概要：町内居住を目的に新築、又は建売・中古住宅の購入により取得した住宅の所有者への助成事業。

実施主体：栃木県芳賀郡益子町

実施期間：平成28年度から平成32年度

(3) 空き家バンク事業

事業概要：町内に存する空き家等を有効活用して、定住等の促進による人口の増加及び都市住民との地域間交流の拡大を図ること、並びに出店等の促進に

よる商業活動等の活性化を図ることにより、地域活性化及び賑わいを創出する事業。

実施主体：栃木県芳賀郡益子町

実施期間：平成 28 年度から

(4) 地域おこし協力隊事業

事業概要：人口減少、高齢化の進行が著しい本町において、地域外の人材を地域おこし協力隊として本町に誘致しその定住を図るとともに、地域資源の発信等により地域の活性化を促進する事業。

実施主体：栃木県芳賀郡益子町

実施期間：平成 25 年度から

(5) 土祭事業

事業概要：「窯業と農業の町として、足元の土をく命を循環させるすべての原点」として捉え直し、感謝をし、そこから新しい暮らしのあり方を見出す」ことを主題とし、文化の力で、地域を元気にする町民主体による新しい祭りで、3 年毎に開催（平成 27 年度開催。次回平成 30 年度）している。

実施主体：土祭実行委員会及び栃木県芳賀郡益子町

実施期間：平成 21 年度から

(6) ラーニングバケーション事業

事業概要：本町の自然と親しみ、人と語らい、文化に触れる、体験型ツーリズム事業。町内団体が地域資源を活用し、企画運営を行っている。

実施主体：町内団体及び栃木県芳賀郡益子町

実施期間：平成 22 年度から

(7) 起業支援補助事業

事業概要：起業を行う個人や団体に初期投資経費の一部を助成することで、空き店舗の解消、雇用の創出を促し、地域活性化を図る事業。

実施主体：栃木県芳賀郡益子町

実施期間：平成 25 年度から

(8) 道の駅運営事業

事業概要：本町の基幹産業である農業の振興に加え、地域住民と連携協力しながら 6 次産業化等による販売促進、雇用の確保を図る。また、移住・地域・観光情報の提供等による移住・定住の促進や交流人口の増加を目指す。

実施主体：株式会社ましこカンパニー（町、はがの農業協同組合、足利銀行、栃木銀行、真岡信用組合、株式会社ファーマーズフォレストが出資する第三セクター）及び栃木県芳賀郡益子町

実施期間：平成 28 年度から

(9) 夜間結婚相談事業

事業概要：農業後継者が配偶者を得ること、結婚後の営農生活助言等を目的に農業後継者を育成するために始まった事業であるが、本年度から対象者を限定せず、就労者の利便性を考慮し夜間開催としてリニューアルした事業。

実施主体：栃木県芳賀郡益子町農業委員会

実施期間：平成 28 年度から

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から、平成 31 年 3 月 31 日（3 カ年度）

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

内部検証のほか、商工会、観光協会、認定農業者協議会、総合戦略の検討に携わった町民、町内金融機関のほか、健康・福祉・環境・女性団体・教育・スポーツ等の団体からの推薦者による新ましこ未来計画・地方版総合戦略検証委員会による外部検証を行う。また、町議会における検証も行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

内部検証については、例月、四半期、半期及び期末において事業の振り返りとともに事業の成果と外部検証委員会の提言等を踏まえた本計画の見直しを行う。

外部検証は、当該年度 10 月に中間報告に基づく検証、翌年度 6 月に前年度の事業検証を行い、KPI の達成度等を総合的に勘案し、実施メニューの追加・廃止等の見直しを含めた提言等も行う。

町議会においては、議会全員協議会等において四半期毎の中間報告に基づく検証のほか、次年度に前年度事業分の検証を行う。

	町	外部検証	議会	特記事項
第 1 四半期	検証		検証	7 月実施
第 2 四半期	検証	検証	検証	10 月実施
第 3 四半期	検証		検証	1 月実施
第 4 四半期	検証	検証	検証	6～7 月実施。町は、内部検証（1 次）結果を外部検証委員会及び議会に提示し、両者の提言等を踏まえ、計画の見直しを行う。

【評価を行う内容】

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
転入者数	535 人	545 人	560 人
出生数	175 人	179 人	182 人
観光客入込数	200 万人	220 万人	230 万人

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

検証内容・結果については、町広報誌及びホームページの掲載のほか、各公共施設での調書閲覧できるよう次年度10月を目途に公表を行う。